

決定番号	01-12345678	サービス提供月	令和7年10月分		
対象者氏名	いわき 太郎	身体介護の有無	☒ 有 ☐ 無	1か月あたり 利用決定時間	50時間
事業者及びその事業所	いわき市役所 障がい福祉課				

日 付	曜 日	区分		サービス内容	サービス提供時間			サービス 提供者印	利用者 確認印	単価	算定額
		個 別	グ ループ		開始時間	終了時間	算定 時間数				
10/2	木	☒	☐	目的 場所 運転時間	:	:					
10/3	金	☒	☐	買い物 城東マルト 運転40分	11:30	13:30	1.5	印	印	¥5,870	¥5,870
10/9	木	☒	☐	散歩 エブリア周辺 運転50分	10:00	14:00	3.5	印	印	¥9,210	¥9,210
10/10	金	☒	☐	買い物 小名浜TSUTAYA 運転20分	17:00	19:00	2	印	印	¥6,690	¥7,353
10/15	水	☒	☐	美容室 ●●店 運転30分 待機30分	11:20	14:50	3	印	印	¥8,370	¥8,370
10/22	水	☒	☐	余暇活動 平 ボーリング 運転20分	15:00	18:20	3.5	印	印	¥9,210	¥9,420
10/29	水	☒	☐	昼食 エブリア 運転10分	11:20	13:45	2.5	印	印	¥7,540	¥7,540
		☐	☐		:	:					
		☐	☐	「サービス内容」には、次の内容を記載ください。 ①外出の理由及び場所 ②算定時間数として算定されない運転時間及び待機時間等 ③対象となる加算及び時間 ※ 1回の外出で複数の場所に立ち寄ったときは、自宅から最も遠い場所のみの記載で結構です。 ※ 同日に2回以上の利用があったときは、1回ごとに算定ください。 ※ 運転時間及び待機時間は、正確に記載ください。 ※ 1回あたりのサービス提供時間が20分に満たない場合、算定できません。 ※ 通勤、通学、通所等の長期的かつ継続的な外出については、原則として対象となりません。特別な事情によりこれらの外出において移動支援を利用する場合、別紙3「いわき市移動支援事業等に係る該当性の判断基準」(P3)に基づき、必要な手続きを行ってください。	「サービス提供時間」は、30分単位とせず、正確に記載し、「算定時間数」においては、算定表を基に算定してください。 【10月3日(金)の算定例】 開始時間～終了時間：120分…A 運転時間：40分…B 算定時間：A-B=80分 (=1.5時間) ※ 「サービス提供者印」及び「利用者確認印」の押印漏れがないよう留意ください。			「単価」は加算額を含めない基本額を記載ください。 「算定額」は「単価」に加算額を加えた額を記載ください。			
		☐	☐								
		☐	☐								
		☐	☐								
		☐	☐								
		☐	☐								
		☐	☐								
		☐	☐								
		☐	☐								
		☐	☐								
合 計							16			47,763円	